

# 利用規約

## (目的)

第1条 本利用規約は、法人等(第3条に定義するところによる。)向けにデジタル庁が提供する共通認証システム「G Biz ID」サービス(以下「本サービス」という。)の利用に関する条件を定めることを目的とします。

- 2 利用者は、本利用規約を遵守して本サービスを利用するものとします。

## (定義)

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

1. 本サービス提供者 デジタル庁をいいます。
2. 利用者 本サービスの利用の登録が完了した者をいいます。
3. G Biz ID アカウント 本サービスにおいて利用者に対し提供されるアカウントをいいます。
4. G Biz ID エントリー G Biz ID アカウントのうち、第5条に定める本サービス提供者所定の情報を届け出ることにより登録できる G Biz ID アカウントをいいます。
5. G Biz ID プライム G Biz ID アカウントのうち、第6条に定める本サービス提供者所定の審査を行うことで登録できる G Biz ID アカウントをいいます。
6. G Biz ID メンバー G Biz ID アカウントのうち、第7条に基づき G Biz ID プライムを保有する利用者が自己に所属する職員に対し、登録させることのできる G Biz ID アカウントをいいます。
7. 第一管理者 G Biz ID プライムの利用者からアカウントメンバー管理の権限を付与された者をいいます。
8. 第二管理者 G Biz ID プライムの利用者又は第一管理者からアカウントメンバー管理の権限の一部を付与された者をいいます。
9. ID 対応行政サービス 本サービスが提供する G Biz ID アカウントを利用することによりログインすることができる行政サービス(本サービスを除く。)として、本サービス提供者が特定したものをいいます。
10. G Biz ID アプリ 本サービスにおいて利用者認証・アカウント申請等を行うためのアプリケーションをいいます。
11. 委任者 ID 対応行政サービスにおける行政手続等について、他の G Biz ID プライムの保有者に対し、当該行政手続等についての委任をする利用者をいいます。
12. 受任者 前号の委任者から特定の行政手続等の委任を受けた G Biz ID プライムの保有

者をいいます。

## (アカウントを利用できる者の範囲)

第3条 G ビズ ID エントリーの利用者は、法人等(国の機関(法人番号により識別されるものに限ります。)、地方公共団体、法人並びに個人事業主をいいます。以下同じとします。)及び法人等の事業として又は事業のために利用する個人とします。

2 G ビズ ID プライムの利用者は、法人等に限ります。

3 G ビズ ID メンバーの利用者は、G ビズ ID プライムの利用者たる法人等に所属する職員に限ります。

4 利用者たる法人等が、自己の事業のために、自己に所属する職員に G ビズ ID エントリーを利用し本サービスを利用させた場合、又は G ビズ ID メンバーとして本サービスを利用させた場合、当該法人等の職員が本サービスの利用に関し行った行為(不作為も含みます。)は、当該所属先の法人等の行為とみなします。

## (本サービスの提供範囲)

第4条 本サービスは、G ビズ ID アカウントの発行、管理及び認証に係る機能その他付随する機能を提供するものです。

2 ID 対応行政サービスの提供は、当該 ID 対応行政サービスの提供者がそれぞれ定める規約その他の規程に基づき行われます。

3 本サービス提供者は、ID 対応行政サービスの提供が遅滞し、中止し、停止し、若しくは廃止されないこと、及び ID 対応行政サービスを通じて登録し、若しくは提供される情報が流出し、若しくは消失しないことその他 ID 対応行政サービスの提供に関し何ら保証しません。

## (G ビズ ID エントリーの登録手続)

第5条 G ビズ ID エントリーの利用を希望する者(以下「G ビズ ID エントリー登録希望者」という。)は、自身のメールアドレス及びパスワードを本サービス提供者が指定する方法で本サービス提供者に届け出ることにより、G ビズ ID エントリーのアカウントを登録し、本サービスを利用することができます。

2 G ビズ ID エントリー登録希望者が以下の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると本サービス提供者が判断した場合には、前項に基づく登録を拒否することができます。なお、登録されなかったとしても、本サービス提供者はその理由を開示する義務を負いま

せん。

1. 提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記入漏れがある場合（第三者の法人番号を用いて登録申請が行われた場合を含みます。）
2. 反社会的勢力等に所属し若しくは過去に所属していた場合、その他反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与等がある場合
3. 過去に、本サービスの利用登録の拒否若しくは利用の停止の措置を受けた場合
4. その他本サービス提供者が登録を不相当と認める場合

## （G ビズ ID プライムの登録手続）

第6条 G ビズ ID プライムの利用を希望する者（以下「G ビズ ID プライム登録希望者」という。）は、本サービス提供者の定める情報及び書類（電磁的記録も含みます。以下同じ。）を本サービス提供者の指定の方法で本サービス提供者に提供することにより、G ビズ ID プライムの登録申請をすることができます。

2 本サービス提供者は、前項において G ビズ ID プライム希望者が提出した情報及び書類を受理した後、所定の審査を行うものとし、当該審査が完了した時点において登録申請を承認し、G ビズ ID プライムの発行の通知を行うものとし、なお、本サービス提供者は、G ビズ ID プライムの登録完了までの期間について何ら保証しません。

3 G ビズ ID プライム登録希望者が前条第2項各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると本サービス提供者が判断した場合には、前項に基づく登録申請を拒否することができます。なお、登録申請が承認されなかったとしても、本サービス提供者はその理由を開示する義務を負いません。

4 前3項の定めに従い、G ビズ ID エントリーのアカウントを G ビズ ID プライムとして登録を変更することができます。ただし、この場合、G ビズ ID エントリーの登録は解除され、G ビズ ID エントリーの利用者は、G ビズ ID プライムの利用者に変更されます。

## （G ビズ ID メンバーの登録及び管理者の指定）

第7条 G ビズ ID プライムの利用者は、自己に所属する職員に対して、G ビズ ID メンバーとして本サービスを利用する権限を付与することができ、G ビズ ID プライムから権限を付与された職員をして、本サービス提供者所定の方法で、G ビズ ID メンバーとしての登録手続を行わせるものとします。

2 G ビズ ID プライムの利用者から G ビズ ID メンバーとしての登録権限を付与された者が第5条第2項各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると本サービス提供者が判断した場合、前項に基づく登録を拒否することができます。なお、登録がされなかったとしても、

本サービス提供者はその理由を開示する義務を負いません。

3 G ビズ ID プライムの利用者は、自己の管理する G ビズ ID メンバーの利用者の中から、第一管理者を指定することができ、指定された第一管理者は、G ビズ ID プライムに権限が付与されているアカウントメンバー管理機能を利用できるものとします。

4 G ビズ ID プライム及び第一管理者は、G ビズ ID メンバーの中から、第二管理者を指定することができ、指定された第二管理者は、G ビズ ID プライムに権限が付与されているアカウントメンバー管理機能のうち指定された範囲の機能を利用できるものとします。

5 第一管理者及び第二管理者の指定方法及び具体的な利用可能な機能の範囲については、別途本サービス提供者が定めるものとします。

6 G ビズ ID プライムの利用者は、G ビズ ID エントリーのアカウントを G ビズ ID メンバーとして登録を変更することができます。ただし、この場合、G ビズ ID エントリーの登録は解除され、G ビズ ID エントリーの利用者は、G ビズ ID メンバーの利用者に変更されます。当該変更により、G ビズ ID エントリーの利用者又は利用者であった者と G ビズ ID プライムの利用者との間で生じる紛争については、当事者間で解決するものとします。

## (G ビズ ID アカウントの発行の制限等)

第8条 本サービス提供者は、利用者が複数の G ビズ ID アカウントの発行の登録申請を行い又は保有している場合において、当該 G ビズ ID アカウントの必要性に疑義があると認めるときは、発行数を制限し、又は発行しないことができるものとします。

2 本サービス提供者は、一定期間利用されていないなどの事情から利用の実態のない G ビズ ID アカウントであると本サービス提供者が認める場合に、当該 G ビズ ID アカウントの登録を解除することがあります。

3 前2項に定める措置により、利用者に損害が発生した場合であっても、本サービス提供者は、故意又は重過失がある場合を除き、何ら責任を負わないものとします。

## (G ビズ ID プライムの取扱い)

第9条 G ビズ ID プライムは、同一の利用者の名義により、複数の G ビズ ID アカウントの発行（利用者が使用する職員に G ビズ ID メンバーを利用させることを除きます。）を行うことはできないものとします。

2 G ビズ ID エントリー（法人等として登録されているものに限る。以下この項において同じ。）において登録されている法人番号と同一の法人番号を有する者として G ビズ ID プライムが存在する場合、当該 G ビズ ID プライムの利用者は、当該 G ビズ ID エントリーの G ビズ ID アカウント ID 及びその利用者の氏名を確認することができます。G ビズ ID エントリーの利用者は、

あらかじめこれを同意するものとします。

## (自己責任の原則)

第10条 本サービスを利用するために必要な機器、通信回線その他の利用環境は、利用者が自らの責任と費用負担で用意するものとします。

2 本サービス提供者は、本サービスが正確性・有用性・完全性・安全性を有すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証しません。ただし、本サービスにセキュリティ上の欠陥、エラー、バグその他の不具合が存在する場合、サービス提供者は実務上可能な限りこれを修正するよう努めるものとします。

3 利用者は、G ビズ ID メンバーの登録をさせる場合その他所属する職員に本サービスを利用させる場合、自己の責任及び管理の下、これを行うものとします。

4 利用者は、登録情報の内容に誤りが発見された場合又は変更が生じた場合は、速やかに、当該情報の変更を行うものとし、変更に当たり、利用者の本人性を証明する必要があるときは、所定の情報および書類を本サービス提供者に提出し、審査を受けるものとします。なお、登録情報の変更による審査の期間中は、本サービス提供者の判断により本サービスの提供を停止することができるものとします。

5 利用者は、本サービス提供者が認める方法で、登録情報の変更のために他の行政機関から利用者に関する情報提供を受けることができるものとします。ただし、本サービス提供者は、利用者と他の行政機関との間のやり取りについては、故意又は重過失がある場合を除き、何ら責任は負いません。

6 利用者は、本サービスの利用に際して第三者又は本サービス提供者に対して損害又は不利益を与えた場合、自己の負担及び責任においてこれを解決するものとします。

## (G ビズ ID アカウントの管理義務)

第11条 利用者は、自己の管理すべき G ビズ ID アカウント(G ビズ ID メンバーを含む。)の ID 及びパスワード並びに G ビズ ID アプリのインストールされた端末情報(以下「アカウント情報」という。)を自己の責任で管理し、他人にこれを開示し、又は利用させてはならないものとします。

2 利用者は、自己の責任で管理すべき G ビズ ID アカウントのアカウント情報の紛失、不正使用、盗難等(ただし、本サービス提供者の管理下で発生したものを除く)について一切の責任を負うものとし、これらの事由による利用者の損害について、本サービス提供者は、本サービス提供者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

## (禁止事項)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとし、また、職員その他の第三者をして行わせてはならないものとします。

1. 本サービスの運営を妨げ、又は本サービス提供者の信用を毀損する行為
2. 本サービスの他の利用者、又はID対応行政サービスに不当に不利益を及ぼす行為
3. 本利用規約若しくは法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為
4. 本サービスに対して、不正にアクセスする行為
5. 他者になりすます行為
6. 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為
7. 1つのGビズIDアカウントを複数の者が共用する行為
8. 前各号に掲げるもののほか、本サービスの運営に支障を来し、又は第三者に損害を加える行為

## (GビズIDアカウントの有効期間)

第13条 本サービス提供者の判断でGビズIDアカウント(登録済みのものも含まれます。)の有効期間を設ける場合があります。

## (委任)

第14条 委任者が、本サービスを利用してID対応行政サービスに係る事務の委任を行う場合、あらかじめ受任者との間で当該委任の内容について契約の締結その他適切な方法により合意を形成した上で、これを行わなければならないものとします。

- 2 本サービス提供者は、委任者と受任者との間に生じた紛争その他の当該委任に起因する紛争について、本サービス提供者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

## (知的財産権)

第15条 本サービス提供者が利用者に対して提供する一切のプログラムその他の著作物(本利用規約、利用者向けのマニュアル等を含む。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、すべて、本サービス提供者に帰属し、利用者には帰属しないものとします。

- 2 利用者は、本サービスの利用に当たり、本サービス提供者が利用者に提供する一切のプ

ログラムその他の著作物について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。  
本利用規約に従って本サービスを利用するためにのみ使用すること。  
複製、改変、編集、頒布等又はリバースエンジニアリングを行わないこと。  
営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の設定をしないこと。  
本サービス提供者が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除し、又は変更しないこと。

## (個人情報等の取扱い)

第16条 本サービス提供者は、本サービスを通じて登録希望者及び利用者から取得した個人情報等について、別途ウェブサイトにて定めるプライバシーポリシーに従い、これを取り扱うものとします。

2 本サービスでは、利用者が本サービスを利用するに当たり登録した個人情報その他必要な情報について、ID 対応行政サービスに対して提供することがあります。情報を提供した後の当該 ID 対応行政サービスにおける当該情報の取扱いについては、当該 ID 対応行政サービスがそれぞれ定める規約等に従うものとします。

## (本サービス提供者による G ビズ ID アカウントの停止)

第17条 利用者が以下の各号のいずれかの事由に該当すると本サービス提供者が判断した場合、事前に通知することなく、当該利用者による G ビズ ID アカウントの利用を停止することができるものとします。

1. 利用者が本利用規約の規定に違反した場合
2. 利用者に登録を拒否される事由があることが判明した場合（登録後の事情の変更により登録を拒否されるべき事由が生じた場合を含みます。）
3. G ビズ ID アカウントが不正に利用された場合又はそのおそれがあると本サービス提供者が認めた場合
4. G ビズ ID アカウントの登録情報が事実と相違し、又はその情報が変更されたことを本サービス提供者が確認した場合
5. 利用者又は第三者に起因する事情で本サービスの円滑な運営に支障を来し、又はそのおそれのある場合として本サービス提供者が利用を停止すべきと判断した場合

2 利用者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービス提供者は利用者へ通知の上、ただちに利用者による G ビズ ID アカウントの利用を停止することができるものとします。

1. 利用者について破産、民事再生、会社更生、特別清算、又はこれらに類する手続の開始

の申立てがあった場合

2. 利用者について解散又は清算の手続開始が決議又は決定された場合
3. 個人事業主である利用者が死亡した場合
4. 本サービス提供者が利用者の G ビズ ID アカウントの利用の継続を適当でないと判断した場合

## (利用者による G ビズ ID アカウントの退会)

第18条 利用者は、G ビズ ID アカウントの利用をやめる場合(事業の廃止等で長期間利用の予定がない場合を含みます。)、直ちに、本サービスを退会しなければならないものとします。

- 2 利用者がこれを怠り、又は遅延したことによって利用者に損害が生じた場合であっても、本サービス提供者は、何ら責任を負わないものとします。

## (本サービスの一時的な停止)

第19条 本サービス提供者は、本サービスを提供するための設備の定期的な保守を行う場合その他必要な場合には、利用者にあらかじめ通知した上で、本サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。

1. 本サービスを提供するための設備に緊急的な保守を行う必要がある場合
2. 火災、停電又は地震、水害その他の天災地変、又は戦争、暴動若しくは労働争議等により、本サービスの全部又は一部の提供が不能又は困難となった場合
3. 本サービスの提供に必要な電気通信サービスを提供する電気通信事業者が、当該サービスの提供を中断し、又は中止した場合
4. 前各号に掲げるもののほか、技術上又は運営上の理由により、本サービス提供者が必要であると判断した場合

## (本サービスの休廃止等)

第20条 本サービス提供者は、本サービスの全部を休止若しくは廃止(以下「休止等」という。)し、又は本サービスについて本サービスの性質に大きな影響を及ぼす重大な変更若しくは一部の休止等をしようとするときは、90 日前までにウェブサイト公表し、又は利用者へ通知することにより、当該サービスの全部又は一部の提供を休止し、廃止し、又は変更することができるものとします。



2 前項にかかわらず、本サービス提供者は、本サービスの性質に重大な変更が生じない範囲で本サービスの内容の変更ができるものとします。

## (利用者への通知)

第21条 利用者は、本サービス提供者からの連絡が可能な住所、電話番号及びメールアドレスを本サービスの定める方法で登録するものとします。

2 本サービス提供者から利用者への通知の方法は、電子メール、ウェブサイトへの掲載、郵送による書面通知等本サービス提供者が適当と判断した方法により行うものとします。本サービス提供者が、利用者の届け出た住所又はメールアドレスに宛てて利用者への通知を発送した場合には、当該通知が延着又は不着となった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## (本利用規約の改定)

第22条 本サービス提供者は、本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合し、又は、登録した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本利用規約を改正することができるものとします。

2 本サービス提供者は、本利用規約の変更を行おうとするときは、改正の内容に照らして合理的に妥当と認められる告知期間をもって本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとします。

3 法令上、利用者の同意が必要となる内容の変更の場合は、本サービス提供者所定の方法で利用者の同意を得るものとします。

## (免責事項)

第23条 本サービス提供者は、本サービスの利用及び利用できないことにより利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、本サービス提供者の故意又は重大な過失によるものである場合は、この限りではありません。

2 本サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、一切の責任を負わないものとします。

1. 利用者が本サービス提供者に申請した事項が真実と相違しており、本サービス提供者が利用者から提出を受けた申請書類を相当の注意をもって照合しても当該相違を発見できなかったことに起因する場合

2. 利用者が本サービス提供者に届け出、又は申請した事項につき変更又は取消等があったにもかかわらず、速やかに変更等の届出又は申請をしなかったことに起因する場合
3. 利用者がパスワード等を漏えいするなどし、これらの情報が利用者以外の者によって不正に利用された場合
4. 利用者が利用するソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又は利用者により誤操作等が行われた場合
5. 地震、噴火、津波、台風等天災地変により損害が発生した場合
6. 火災、停電、公共サービス機関の停止等により損害が発生した場合
7. 関係法令の制定若しくは改正又は裁判所若しくは行政庁による処分があったことに起因する場合
8. 本サービス提供者の責めに帰すべからざる事由により、本サービス提供者が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合
9. 前各号に掲げるもののほか、利用者が本利用規約に違反した場合、本サービス提供者の責めに帰すべき事由がない場合、又は不可抗力により損害が発生した場合

## **(他省庁機能の利用)**

第24条 本サービスの機能の一部は、国税庁の法人番号システム API 機能および法務省の登記情報システム API 機能を利用して取得した情報を利用しています。ただし、その内容は、デジタル庁として保証するものではありません。

## **(利用料金)**

第25条 本サービスの利用は無料とします。ただし、本サービスは、将来にわたって、利用料金の請求の権限を放棄するものではありません。

## **(使用言語)**

第26条 本サービスの利用に係る手続及び問合せ等は、日本語で行うものとします。

## **(権利義務の移転禁止)**

第27条 利用者は、本サービス提供者の事前の書面による同意なく、G ビズ ID アカウントを保有

する地位又はそれを保有することで得られる権利若しくは負担する義務を、第三者に譲渡、移転（合併若しくは会社分割による場合を含みます。）、担保設定又はその他の処分をしてはなりません。

## **（準拠法及び裁判管轄）**

第28条 本利用規約は、日本法に準拠し解釈されるものとします。

2 本利用規約又は本サービスに関連して利用者と本サービス提供者との間に生じたあらゆる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（発行）第1条 本利用規約は、2019年2月12日から効力を有するものとします。

最終更新日 2025年3月27日